

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第10期事業年度の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

監事は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学監事監査規程等に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、業務実績報告書、中期目標期間終了時見込業務実績報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (2) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く。）は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に示していることを認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 業務実績報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 中期目標期間終了時見込業務実績報告書は、中期計画の進捗状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

令和2年6月12日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

監事 武田 秀治 ㊞

監事 丸木 公介 ㊞